

はじめに

Se soigner dans la dignité——尊厳のもと、治療を受けること。

この文言は、フランスの受刑者を支援する複数のアソシエーションが作成し、¹⁾関係諸機関に配布しているパンフレットの表紙に書かれたものである。ここでは、受刑者が一人の市民として扱われること、医療・福祉サービスにおける当該受刑者の主体性が強調されている。

非高齢者と高齢者の違いを述べる際に、「vulnérabilité〔傷つきやすさ〕」という語が用いられることがある。人は高齢になるにつれて、体力が衰え、さらに病気のリスクが増加する。それゆえ、高齢者にはそれぞれのニーズに対応するための医療・福祉サービスや、就労の困難性に対応するための所得保障制度が用意されているのである。

疾患、要介護・介助状態、健康に対する悩みのみならず、家族や知人とのつながりの希薄さ、悩みを相談する場所がないなどの複合的な問題を抱えているケースも少なくない。これらの「生きにくさ」は高齢者特有のものではないが、高齢者の場合、彼らの vulnérabilité、すなわち「医療・福祉」に関するニーズ多様性・大量性が、彼らの生活スタイルや居所を大きく左右している点で非高齢者とは異なる。これらの問題が複合的に絡み合い、社会に居場所を見失い、自分の存在を拒まない刑務所にはいるべく犯罪を行うことすらある。そのように、vulnérabilité が犯罪の背景にある点が、高齢犯罪者と非高齢犯罪者の大きな違いであるといえよう。

この違いは、刑務所医療・福祉および仮釈放の運用に大きな影響をもたらしうるものである。しかしながら、それらに関する諸規定において、高齢者に関する特例は設けられていない。

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律〔以下、処遇法、とする〕」には、「高齢」受刑者に対して特別に医療・福祉サービスを保障する規定はない。高齢受刑者は、治療を必要とする場合には、他の受刑者と同様に「刑務所医療」の枠内で治療をうけ、介助が必要になった場合には刑務官や他の受刑者の介助をうけることになる。

一方、仮釈放の運用においても、医療刑務所に送致された受刑者は、仮釈放されにくいという面がある。受刑者の多くは「懲役刑」を宣告され、刑務所に拘禁されている。刑法12条は、懲役刑の内容について、移動の自由の剥奪と刑務作業への従事という2つを不利益としている。これら2つの不利益のうち後者は、仮釈放について定めた刑法28条の「改悛の情」の有無を判断する際に特に考慮されうる。それゆえ、当該受刑者の治療を目的としている医療刑務所に収容されている受刑者においては、真摯に刑に服さず「改悛の情」が乏しい、²⁾として運用上仮釈放が認められにくないのである。

したがって、医療的ニーズを有する受刑者は、一般刑務所にとどまり不十分な治療しか受けられないが、仮釈放の可能性がある道と、比較的充実した治療を受けることができるが、仮釈放の可能性がほとんど残されていない道との究極の選択に直面している。前者の道を選択しても、後者の道を選択しても、高齢受刑者の社会参加 *insertion sociale* ³⁾はより困難であろう。前者の道を選択すれば、医療的ニーズが増加し、後者の道を選択すれば、より長い間社会から隔離されることとなる。この問題は、治療を受ける受刑者すべてに生じているものではあるが、医療的ニーズが他の受刑者よりも大量かつ多様な高齢受刑者においては、顕著にこの問題が生じているのである。

同様の医療・福祉ニーズを有する一般の高齢者と高齢受刑者への対応の違いの根底には、「医療・福祉」機関と刑務所のまなざしの違いがある。前者の諸機関は高齢者を「医療・福祉のサービスを必要としている人」として、刑務所は彼らを「刑の執行をすべき犯罪者」としてみている。すなわち、刑務所では、刑の執行の後に、自由刑の執行を滞りなく行うための医療・福祉ニーズへの対応が位置付けられているといえよう。そのまなざしに根付く高齢受刑者処遇によって、刑務所内で適切かつ十分な医療的・福祉的対応を受けることができず、死亡する者すらいる。あるいは、治療をうけるために刑務作業に就くこ

とができなかつた高齢受刑者に対しては、早期釈放が認められにくいという弊害も生じているのである。

本書は日常的かつより専門的な医療的・福祉的対応を必要としている高齢受刑者がおかれている劣悪な拘禁環境を改善する必要性を確認したうえで（第Ⅰ部）、フランスにおける議論から示唆を得つつ（第Ⅱ部）、高齢受刑者に対する医療的・福祉的対応の確保、またそれを実現するための早期釈放制度のあり方について示したい（第Ⅲ部）。

この視点は決して目新しいものではない。しかしながら、高齢犯罪者処遇に限定して、彼らの特性に応じた処遇のあり方についてはいまだ十分な議論がなされておらず、かつ上記のような問題が生じている現状にかんがみれば、日本の刑務所内での高齢受刑者処遇を考えるにあたっては、まずはこの主張を改めて理論的に検討する必要があるのである。フランスにおける「尊厳」の尊重を柱とする議論を通して、高齢受刑者は自由刑が科された者である前にひとりの市民であること、そして当然に「*Se soigner dans la dignité*」が実現されなくてはならないことを示したい。

[註]

- 1) L'Association des Cites du Secours Cathorique, Aurore, Basiliade, La Croix-Rouge, les petits frères des Pauvres, Le Secours Catholique, Hébergement et accompagnement de personnes en aménagement de peine pour raisons médicales.
- 2) 緒方あゆみ「薬物犯罪者の処遇に関する一考察」明治学院大学法学研究86号（2009）235頁、町野朔、水留正流「医療刑務所の現状——北九州医療刑務所・岡崎医療刑務所」日本精神科病院協会雑誌22巻3号（2003）269頁。
- 3) 本書ではフランス語の *insertion sociale/reinsertion sociale* を、「社会参加」と訳す。これらの文言はフランスにおいて被告人や受刑者等に対する刑罰の目的のひとつとして刑法典132-254条および2009年行刑法1条等の明文規定にも用いられている。具体的には、犯罪者や受刑者が社会復帰するために必要な生活基盤を社会に築くこと、を示している。なお、「社会参加」は犯罪者・受刑者処遇の局面のみならず、社会政策において広く用いられる概念である。